

議案第八号

特別会計一時借入金に用する條

昭和三十一年度特別会計三朝民国民健康保険支入支出予算内借入に充てしむるための通り一時借入することとする

- 一、借入金額 貳百万円以内
- 一、借入先

大藏省、郵政省、山陰合同銀行、扶桑相互銀行、海軍銀行、
 町内農業協同組合、海取県町村取組思給組合、
 海取県国民健康保険団本連合会

- 一、借入利率 日歩三釐五厘以内

昭和三十一年三月十一日提出 三朝町長 坂田 兼
 昭和三十一年三月十四日 日談決 三朝町議會議長 天野 兼

